

# 【 選 択 約 款 】

新・家庭用セントラルヒーティング契約

2019年10月1日実施

上野都市ガス株式会社

登録番号E0006

## 目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 設置確認について	3
10. その他	4
付 則	5
(別 表)	
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表	6

## 1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更には異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

- (1) 「家庭用セントラルヒーティングシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (2) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部

分とが結合している住宅をいいます。

- (4) 「住居部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する部分をいい、専用住宅の全部と、併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- (5) 「その他期」とは4月分から11月分までの8か月間をいい、「冬期」とは12月分から3月分までの4か月間をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (8) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

- (1) 家庭用セントラルヒーティングシステムを、専用住宅、又は1需要場所におけるガスメーターの能力（工事約款の規定によりガスメーターを2個以上設置している場合は、そのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅の住居部分のみに設置するとともに、居室で使用するお客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。同一需要場所における家庭用セントラルヒーティングシステム以外の消費機器によるガスの使用についても料金の適用対象となります。
- (2) この選択約款にもとづく契約を5（3）に定める契約開始日から同日が属する月の翌月を起算月として、12か月目の月のガス小売供給約款に定める定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続する場合。

#### 5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。また、契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 新たにこの選択約款にもとづく契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。
- (4) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされたお客さまで、最低利用期間の経過前に解約、又はガス小売供給約款への変更をしたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、又はガス小売供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更や建物の

改築等のための一時不使用による解約、又は設備の変更や建物の改築等のため他の約款への変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。

- (5) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされているお客さまで、最低利用期間の経過前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増したもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金又は 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込書払い又は請求書払いのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。
- (4) この選択約款には、口座振替割引および払込書発行手数料規定を適用いたします。

## 8. 単位料金の調整

当社は、ガス小売供給約款にもとづき、毎月、別表の料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

## 9. 設置確認について

- (1) 当社は、家庭用セントラルヒーティングシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には正当な事由がない限り、住宅への立入りを承諾していただきます。万一、立入りを承諾していただけない場合、当社は、こ

の選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し、解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

- (2) お客さまが、家庭用セントラルヒーティングシステムを取り外すなど、適用条件を満たさなくなった場合には、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものといたします。

#### 10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

### 2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 2019年9月30日以前から継続してガスをご使用の場合、当社は、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、2019年9月30日まで適用される新・家庭用セントラルヒーティング契約選択約款（以下「旧選択約款」といいます。）にもとづき料金を算定するものといたします。
- (2) この選択約款の実施日以前に旧選択約款にもとづく契約をされたお客さまは、この選択約款に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日が属する月の翌月といたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。(1円未満の端数は切り捨て)
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(1円未満の端数は切り捨て)
  - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
  - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

	冬 期	その他期
1か月及びガスメーター1個につき	3,806.00円	2,860.00円

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	141.24円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。